

事務連絡  
令和2年6月26日

西宮市指定就労移行支援事業者  
西宮市指定就労継続支援A型事業者  
西宮市指定就労継続支援B型事業者  
西宮市指定就労定着支援事業者 各位

西宮市生活支援課長  
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る本市の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所（以下「就労系障害福祉サービス事業所」という。）における在宅でのサービス提供の取り扱い等については、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」（令和2年4月10日付西宮市生活支援課長他連名事務連絡）等（以下、「従前の市事務連絡」という。）においてお示したところ  
です。

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が示されたことを踏まえ、今後、年度内における本市の就労系障害福祉サービス事業所における在宅でのサービス提供の取扱いは、従前の市事務連絡の内容にかかわらず、別紙のとおりとさせていただきます。

ご確認の上、対応をよろしく申し上げます。

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課  
電話：0798-35-3130  
西宮市 法人指導課  
電話：0798-35-3423

(別紙) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について

## 1 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

## 2 対象者

在宅でのサービス利用を希望する利用者

## 3 在宅におけるサービス提供について

### (1) 就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型)

#### ア サービス提供に係る要件

基本的には、平成 19 年 4 月 2 日付障発第 0402001 号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型) における留意事項について」の 5 の (3) において定められた要件に準じて、以下のとおり提供することとして下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため臨時的に在宅サービスを提供する場合には、運営規程の変更は必要ありません。

- |   |
|---|
| <p>ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。</p> <p>イ 在宅利用者の支援にあたり、1 日 2 回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。</p> <p>ウ 緊急時の対応ができること。</p> <p>エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>オ 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき 1 回は行うこと。(※)</p> <p>カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうちの 1 日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。(※)</p> <p>キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。</p> |
|---|

※ただし、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、前記要件のオ及びカについては、次のア及びイ（離島等に居住している在宅利用者に係る要件）として差し支えありません。

ア 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

イ 在宅利用者については、原則として月の利用回数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。

イ 在宅と通所を組み合わせた支援について

在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えありません。

ウ 在宅サービス提供の可否判断について

事業所の体制や利用者の状況を踏まえて、前項のサービス提供体制が整っているかを個別に確認させていただきますので、新たに在宅サービスを提供する前に、事業所から西宮市生活支援課（0798-35-3130）にご連絡下さい。

## （2）就労定着支援事業

就労定着支援については、「西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年9月24日西宮市条例第20号）」第193条の8第2項において、利用者との対面を月1回以上行うこととされています。

今般の新型コロナウイルス感染症対応に伴い、感染拡大防止の観点から対面による支援を避けることがやむを得ない場合において、事業者が利用者の同意を得た上で、電話連絡その他可能な方法によって利用者に対してできる限りの支援の提供を行った場合には、報酬請求の対象とすることとします。

## 4 本事務連絡の適用期間

今年度内（翌年度以降の適用については別途通知します。）

## 5 その他

（1）本取扱いの対象者は、西宮市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村における支給決定者については、所管の担当部局にご確認下さい。

（2）本取扱いは、従来のサービス提供時の要件及び手続きを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応に伴う臨時的な取扱いであることにご留意下さい。

**【参考】**

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」  
（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

以上